

平成30年度 春近発電所大規模改修工事に伴う環境影響評価業務（第1期）

要求仕様書

平成30年8月

長野県企業局

南信発電管理事務所

## 第1章 総則

### 1 適用

本要求仕様書は、長野県企業局南信発電管理事務所が実施する「平成30年度 春近発電所大規模改修に伴う環境影響評価業務(第1期)」(以下「本業務」という。)に適用する。

なお、本特記仕様書に明記されていない事項でも本委託業務遂行上当然必要と思われる事項等については、受託者の責任において完備するものとする。

### 2 業務目的

本業務は、春近発電所大規模改修に伴う環境影響評価の配慮書及び方法書(案)作成に向けた調査計画立案等とともに、希少猛禽類調査を行うものである。

### 3 業務概要

配慮書・方法書作成 一式

猛禽類調査 一式

### 4 履行期間

平成31年10月31日まで(債務負担行為設定)

### 5 業務対象地域

本業務の対象地域(以下「対象地域」という。)は、別図(平面図)のとおりとする。

なお、業務対象地域を規定する構造物は、次のとおり想定する。

(1) 呑口：高遠ダム

長野県伊那市高遠町東高遠花畑466

(2) 導水路：約10km

(3) 上水槽

(4) 水圧鉄管：L=514.1m

(5) 発電所

(6) 放水口

### 6 適用法令及び条例

本業務の適用法令及び条例は以下のとおりとする。

(1) 環境影響評価法

(2) 環境影響評価法施行令

(3) 環境影響評価施行規則

(4) 長野県環境影響評価条例

- (5) 長野県環境影響評価条例施行規則
- (6) 長野県環境影響評価技術指針
- (7) 長野県環境影響評価技術指針マニュアル

## 第2章 業務内容

### 1 計画準備

本業務の目的・内容を把握した上で、技術的方針及び作業工程を十分に検討し、業務計画書を作成するとともに、業務に必要な諸準備を行う。

### 2 既往文献調査

既存文献及び既往調査結果の整理を行い、業務対象地域の特性を把握する。また、必要に応じ学識者へのヒアリングを行い、重要種分布の最新情報や動植物調査を行う際の留意点について情報を収集整理する。

### 3 現地調査計画の作成

既往文献、過年度業務成果、近隣で実施されたまたは実施中の現地調査結果の内容を調査把握した上で、現地踏査を行い、今後の事業進捗に並行して進める環境影響評価に使用するデータとなることを踏まえ、現地調査の調査位置、調査時期及び調査方法・分析方法の検討を行い、調査職員と協議の上で現地調査計画を作成する。

### 4 現地調査

業務対象地域において、以下の現地調査を行う。

#### (1) 猛禽類調査

クマタカを主な対象種（以下「対象種」という。）として、次のとおり飛翔軌跡及び行動内容を定点観察により調査する。なお、対象種以外の希少猛禽類の種についても、飛翔状況を確認、記録する。

##### ア 調査事項

##### (7) 生息分布調査

生息状況の概略を現地調査により把握し、事業と関連のあるつがいを抽出する。

##### (イ) 内部構造調査

生息分布調査により抽出した調査対象つがいについて、事業と関連のあるつがいの行動圏の内部構造を調査する。

##### イ 調査方法

現地踏査により設定した観測定点に調査員を配置し、双眼鏡等を用いて対象種を観察する。対象種が確認された場合には、その位置を図面に記録するとともに、種類、個体数、行動、観察時間、雌雄の別、年齢、個体の特徴などを観察可能な

限り記録する。調査時には全員無線機を携帯し、対象種が確認された場合には、速やかに他の調査員に種、個体数、確認地点等を連絡し、出来るだけ複数の調査員が同時に同じ個体を観察するように努める。事業との関連が想定されるつがい確認された段階で順次、つがいごとに内部構造調査へと移行する。

## (2) 相観植生調査

航空写真判読により植生区分図を作成し、現地調査により最新の植生の状況を把握した上で、相観植生図を作成する。

調査項目 調査時期／数量

猛禽類調査 12月～3月

相観植生調査 秋期

## 5 資料とりまとめ

現地調査結果を整理し、資料をとりまとめる。猛禽類調査については、既往文献調査及び現地調査の結果を踏まえ、今後の調査計画を立案する。相観植生調査については、地形条件や想定される食物連鎖の状況等を合わせて生態系区分図を作成する。生態系区分図を基に、生態系に関する調査対象（注目すべき生物または群集）を抽出し、今後の調査計画を立案する。とりまとめにあたっては、今後予定される環境影響評価等の基礎資料として、必要なレベルを保つとともに、的確かつわかりやすさに留意すること。

## 6 配慮書作成

既往文献調査及び現地調査の結果を踏まえて配慮書を作成する。

## 7 配慮書に係る手続き支援

配慮書の縦覧に伴い提出された市民等の意見を整理するとともに、事業者の見解案を作成すること。

環境影響評価技術委員会への出席と、必要な資料の作成を行うこと。また、委員会や市町村からの意見に対しても整理するとともに、事業者の見解案を作成すること。

## 8 方法書案作成

配慮書の公告・縦覧での意見を参考に、方法書案の作成を行う。

## 9 報告書作成

本業務により得られた配慮書・方法書等についてとりまとめを行い、報告書を作成する。なお、調査職員が業務中間時点でのとりまとめを指示した場合は対応すること。

### 第3章 雑則

#### 1 打合せ協議

打合せ協議は次のとおり（予定）とし、打合せ場所は南信発電管理事務所とする。なお、初回と終回には、原則として管理技術者が出席するものとする。

- (1) 業務計画書提出時
- (2) 現地調査着手前 1回
- (3) 現地調査結果報告時 2回
- (4) 成果品納入時
- (5) その他 調査職員が必要と認めた時

#### 2 資料の貸与

発注者が貸与する資料は次のとおりとする。なお、受注者は本業務において借用の必要がなくなった時には、当該資料を速やかに返却するものとする。

- (1) 春近発電所のPFI活用に関する基本構想・実施方針検討調査業務報告書
- (2) 既設春近発電所関係完成図書

#### 3 安全管理

- (1) 作業実施にあたり、水陸交通の妨害や公衆への迷惑が生じないように、受注者の責任において十分な管理に努めなければならない。
- (2) 作業実施にあたり、必要に応じてヘルメット・救命胴衣等を着用するなど、安全に留意してなければならない。
- (3) 雨天のもとでの作業実施の場合は特に、安全や健康管理に十分配慮しなければならない。

#### 4 電子納品

本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品に係る実施要領及び長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等は別添のとおり

#### 5 成果品の提出

成果品の提出先は、長野県企業局南信発電管理事務所とする。

#### 6 疑義

本業務の実施にあたり、本特記仕様書に明記のない事項またはその内容に疑義が生じた場合、速やかに調査職員と協議するものとする。

# 電子納品に係る実施要領

(平成 27 年 9 月 29 日制定、平成 28 年 9 月 28 日一部改定)

## (目的)

第 1 この要領は、長野県の建設工事及び建設工事に係る測量設計業務等（以下、「工事等」という。）における電子納品を進めるための実施方法等を定め、公共工事における C A L S / E C の推進を図ることを目的とする。

## (電子納品の定義)

第 2 「電子納品」とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することで、業務の次段階における活用を容易にし、品質の向上や業務の効率化を図ることをいう。ここでいう電子データとは、各電子納品要領（案）等に表示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

## (対象工事等)

第 3 原則として全ての工事等を対象とする。ただし、発注機関の長が不要と認めた場合はこの限りでない。実施内容として次により区別するものとする。

- ・受注希望型競争入札による工事等：電子納品を原則とする
- ・参加希望型競争入札による工事等：協議により電子納品又は紙納品を選択

2 中小規模の工事等における電子納品を推進するため、前項に規定された案件の中から発注者の指定した案件について、推進事業案件とし、別に定める I T アドバイザーを活用した「電子納品推進事業」実施要領により実施するものとする。

## (対象成果品)

第 4 電子納品の対象となる成果品は、次に規定される成果品とする。

- ・土木工事共通仕様書（施工管理基準、写真管理基準等を含む）
- ・測量業務共通仕様書
- ・地質・土質調査共通仕様書
- ・設計業務共通仕様書
- ・用地調査等共通仕様書（第 3 章～第 3 章の 7 に該当するもの）

## (経費の取り扱い)

第 5 電子納品の作成に係る経費の取り扱いは以下のとおりとする。なお、第 11 で規定する成果品の提出部数によらない場合は、特記仕様書に明示するほか、別途、必要経費を考慮するものとする。

- 1) 工事：共通仮設費率に含まれるものとする。
- 2) 業務：各分野の積算基準で定める「電子成果品作成費」を計上するものとする。

## (要領・基準)

第 6 長野県の電子納品は、特に記載のない限り国土交通省の電子納品要領及び関連基準（以下「要領・基準類」という。）を準用する。【別記】

(運用に関する手引き)

第7 長野県の電子納品に関する下記事項等の運用については、別に定める「運用の手引き」による。【別記】これに定めのない事項については、国土交通省関東地方整備局の「電子納品に関する手引き(案)[土木工事編][業務編]」に準じて受発注者間で協議して定めることとする。

- ・要領・基準類の長野県での読み替え
- ・受発注者間で協議確認する際に使用する「チェックシート」
- ・電子納品対象書類の範囲
- ・電子ファイルのアプリケーションソフト、バージョン
- ・施工中の書類の取り扱い
- ・電子成果品の保管管理

(協議確認事項)

第8 電子納品の実施にあたり、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

①着手時協議

工事等の着手時に、期間中の電子納品に関する疑問を解消し円滑に電子納品を実施するため、「着手時チェックシート」を用いて受発注者間で電子納品の対象書類やファイル形式について協議するとともに、データバックアップ体制やコンピュータウイルス対策方法について確認を行う。

②検査・納品前協議

竣工検査(完了検査)・納品前において、電子成果品に対する円滑な検査実施を確保するため「検査・納品前協議チェックシート」を用いて実施する。

(納品媒体)

第9 納品する電子媒体は基本的にCD-RもしくはDVD-Rとする。CD-Rの理論ファイルフォーマット形式はJ o l i e t※とし、DVD-Rの理論ファイルフォーマット形式は、UDF(UDF Bridge)とする。なお、中途における情報のやり取りについては、受発注者協議の上、他の電子媒体を認めることとする。

(納品物のチェック)

第10 受注者は、電子成果物を納品する前に、必ず国土交通省の「電子納品チェックシステム」によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、ウイルスチェックを行い、ウイルスが検出されないことを確認することとする。

(工事等完成図書の提出部数)

第11 建設工事電子データにより納品する成果品については、電子データを格納した電子媒体をもって原図・原稿及び製本に代えるものとし、提出部数は以下のとおりとする。

①工事完成図書

電子納品対象書類	電子媒体(CD-R・DVD-R)	2部(正・副)
	紙媒体 工事写真のうち「着手前・完成」	1部(その他協議による)

議による)

上記以外                      紙媒体    1部

②業務完成図書書類 電子媒体（CD-R・DVD-R）                      2部（正・副）  
~~紙成果物が必要な場合は、別途必要経費を計上するものとする。~~

・電子媒体ラベルへの記載項目のうち、工事等名称については、路河川名及び市町村名、字名を含むのものとする。

（電子納品の検査）

第12 電子成果品の書類検査は、電子データで検査することを原則とし、必要がある場合に限り紙での出力により対応する。検査に必要な機器の準備は、原則として発注者が行うが、受注者が自主的に用意することを妨げない。機器の操作は、受注者が主に行い、発注者は操作補助を行う。

（適用）

第13 この要領は、平成28年10月1日以降に入札公告を行う工事等から適用する。

※ J o l i e t（ジョリエット）

マイクロソフト社が設計した、ISO9660の拡張規格であり、1文字2バイトで表現するUnicodeを採用し、128バイト（64文字）までの長いファイル名に対応しています。流通しているほとんどのOSが対応しており、Jolietを利用できないシステムでもISO9660レベル1として読み込めるようになっていることから、ワープロソフト等で一般的になった4文字の拡張子に対応するため、電子納品に関する要領・基準での標準として採用しました。

（国土交通省電子納品運用ガイドラインによる）

【別記】長野県が準用する「要領・基準類」及び「運用に関する手引き」等

(平成27年11月1日現在)

○国土交通省「要領・基準類」は以下のとおり。

要領・基準

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ・ 工事完成図書の電子納品要領（案）   | 平成20年 5月 |
| ・ 土木設計業務等の電子納品要領（案）  | 平成20年 5月 |
| ・ C A D製図基準（案）       | 平成20年 5月 |
| ・ デジタル写真管理情報基準（案）    | 平成20年 5月 |
| ・ 測量成果電子納品要領（案）      | 平成20年12月 |
| ・ 地質・土質調査成果電子納品要領（案） | 平成20年12月 |

ガイドライン類

- |                             |          |
|-----------------------------|----------|
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【土木工事編】    | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】      | 平成21年 6月 |
| ・ C A D製図基準に関する運用ガイドライン（案）  | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【測量編】      | 平成21年 6月 |
| ・ 電子納品運用ガイドライン（案）【地質・土質調査編】 | 平成18年 9月 |

○国土交通省関東地方整備局「運用に関する手引き」は以下のとおり。

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[土木工事編] | 平成21年10月 |
| ・ 電子納品に関する手引き（案）[業務編]   | 平成21年10月 |

○納品時に使用するチェックシステムは以下のとおり。

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| ・ 電子納品チェックシステムVer7.1 | 平成21年 8月 |
| ・ S X FブラウザVer3.20   | 平成21年 3月 |

<参考資料>

- 国土交通省「電子納品に関する要領・基準」  
[http://www.cals-ed.go.jp/cri\\_point/](http://www.cals-ed.go.jp/cri_point/)
- 関東地方整備局「CALS/EC ホームページ」:  
<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000009.html>
- 電子納品チェックシステム [http://www.cals-ed.go.jp/edc\\_old/](http://www.cals-ed.go.jp/edc_old/)